

上山市告示第90号

令和8年度上山市新規受注開拓支援事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年3月27日

上山市長 山本幸靖

令和8年度上山市新規受注開拓支援事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内中小企業の新規受注開拓を推進し、市内産業の振興を図るため、市内中小企業が新規受注開拓に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、上山市補助金等の交付並びに適正化に関する規則（昭和37年規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者で、別表に掲げる業種を営み、市内に本社又は事業所を持つ法人若しくは個人をいう。
- (2) 商談会等 令和8年度中に県外で開催される新規受注開拓を目的とした自社製品又は技術を紹介する展示商談会等（展示即売を行うものを除く。）のうち、市長が認めたものをいう。
- (3) 備品 商談会の出展の際に使用するもので、展示及び来場者等への配布を目的としないもの。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、中小企業であつて、市税の未納がないものとする。

(補助対象事業及び補助対象経費)

第4条 補助の対象となる事業は、次の各号のいずれの要件も満たすものとする。

- (1) 国、県その他地方公共団体等の同種の補助金等を活用して行う事業でないもの
- (2) 令和8年度中に商談会等への出展が完了する事業であるもの

2 補助対象経費は、次に定める経費とする。ただし、消費税を除く。

- (1) 商談会等出展料
- (2) 小間の設置及び装飾に要する経費
- (3) 小間に設置する備品の購入及び賃借に要する経費

- (4) 小間に設置する備品の運搬に要する経費
- (5) その他商談会等への出展に要する経費のうち、市長が必要と認めた経費
(補助金の額)

第5条 補助金額は、補助対象経費の合計額に2分の1を乗じ、千円未満を切り捨てた額又は300千円のいずれか低い額以内の額とする。

(補助金交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、商談会等への出展申込日から開催日の7日前までに、開催日が属する年度において次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、4月7日までに開催される商談会等に出展する場合は、4月1日に申請するものとする。

- (1) 上山市新規受注開拓支援事業費補助金交付申請書(様式第1号)
- (2) 収支予算書(様式第2号)
- (3) 市税の未納がないことを証明する書類
- (4) 商談会等の開催概要を確認することができるパンフレットその他の書類
- (5) 商談会等への出展申込書の写し又はそれに類する書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 申請については、1事業者につき1回のみ可能とする。

(補助金交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請を受け、その内容について審査を行い、補助金を交付すること又は交付しないことを決定したときは、上山市新規受注開拓支援事業費補助金交付(不交付)決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の変更交付申請)

第8条 申請者は、次の各号のいずれかに該当するときは、上山市新規受注開拓支援事業費補助金変更交付申請書(様式第4号)に第6条各号の書類のうち変更内容に係るものを添えて、あらかじめ市長に申請をしなければならない。

- (1) 補助金の交付申請額を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業の内容又はこれに係る経費の配分を変更(当該変更に係る割合が事業費の20パーセント以内である軽微な変更を除く。)しようとするとき。
- (3) 補助事業を変更し、中止又は廃止しようとするとき。

(補助金の変更交付決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請を受け、その内容について審査を行い、補助金の交付決定額を変更すること又は交付決定を取り消すことを決定したときは、上山市新規受注開拓支援事業費補助金変更交付決定(取消)通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

2 前項の補助金の交付決定額の変更は、当初の交付決定額以内の額で行うものとする。

(実績報告)

第10条 申請者は、補助事業等が完了した日（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）から起算して15日を経過した日までに、次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 上山市新規受注開拓支援事業費補助金実績報告書（様式第6号）
- (2) 収支決算書（様式第7号）
- (3) 対象事業者が商談会等に出展したことが確認できる書類（商談会等の主催者の発行する出展申込受理を証する書類等）
- (4) 出展状況を示す写真等
- (5) 補助対象経費の領収書等支払いを確認することができる書類の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の実績報告があったときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し当該補助事業者等に上山市新規受注開拓支援事業費補助金交付額確定通知書（様式第8号）により通知するものとする。

(補助金の交付)

第12条 市長は、前条の規定により、補助金の額の確定を行った申請者からの上山市新規受注開拓支援事業費補助金交付請求書（様式第9号）の提出を受け、補助金を支払うものとする。

(決定の取消し及び返還)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、その旨を上山市新規受注開拓支援事業費補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により補助対象事業者に通知し、期限を定めて当該補助金の一部又は全部の返還を求めることができる。

- (1) 補助金対象事業者が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定後、補助金の交付要件を満たしていない事由が生じたとき。
- (3) その他市長が補助金の交付を適当でないと認めるとき。

(重複補助の禁止)

第14条 補助対象者の実施する事業が、市が実施するその他の補助制度を利用することができる場合は、原則として市が実施するその他の補助制度を利用することとし、この補助金と重複することはできないものとする。

(帳簿等の備付)

第15条 補助金交付対象事業者は、補助事業に係る関係書類を当該補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

日本標準産業分類（第14回改定）上の業種名

- 09 食料品製造業
- 10 飲料・たばこ・飼料製造業（102酒類製造業を含み、105たばこ製造業を除く。）
- 11 繊維工業
- 12 木材・木製品製造業（家具を除く。）
- 13 家具・装備品製造業（132宗教用具製造業を除く。）
- 14 パルプ・紙・紙加工品製造業
- 15 印刷・同関連業
- 16 化学工業
- 18 プラスチック製品製造業
- 19 ゴム製品製造業
- 21 窯業・土石製品製造業
- 22 鉄鋼業
- 23 非鉄金属製造業
- 24 金属製品製造業
- 25 はん用機械器具製造業
- 26 生産用機械器具製造業
- 27 業務用機械器具製造業（276武器製造業を除く。）
- 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業
- 29 電気機械器具製造業
- 30 情報通信機械器具製造業
- 31 輸送用機械器具製造業
- 32 その他の製造業
- 58 飲食料品小売業（ただし、製品の製造を伴うものに限る。）